

文化・スポーツ活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、一般財団法人島根県教職員互助会（以下「互助会」という。）が県内児童・生徒の体育および文化行事の健全な運営とその充実を図るため、関連団体の活動に対して支援をするものとする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、申請に基づき、関連団体に対して支援を行うものとする。

2 この事業で支援する団体が運営する事業等の参加者は、各学校の児童・生徒とする。

(対象団体)

第3条 この事業の支援金支給対象団体は全県を対象として組織された文化・スポーツ振興団体のうち、互助会理事長（以下「理事長」という。）が認めた団体とする。

(支援金額)

第4条 この事業で支援する金額は、県単位以上の大会等に要する経費のうち互助会が認める運営費、参加費等の20%を上限とする。

(支援期間)

第5条 支援を行なう期間は支援金受領年度（以下「受領年度」という。）の4月初日から3月末日までとする。

(申請期間)

第6条 支援金の申請期間は、受領年度の4月初日から6月末日までとする。

(事務処理手順)

第7条 支援を受けようとする団体の長（以下「団体の長」という。）は、「文化・スポーツ活動支援事業申請書」（支援事業様式1。以下「申請書」という。）を作成し、受領年度の予算等財務資料を添付して理事長に提出する。

2 理事長は、申請書を審査し、適当と認めた場合は、団体の長に対し「文化・スポーツ活動支援事業決定通知書」（支援事業様式2）により通知後支援金を送金する。

3 団体の長は、支援対象の活動が完了したときは、「文化・スポーツ活動支援事業に係る実績報告書」（支援事業様式3。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

4 前項の実績報告書の提出期限は、受領年度の翌年度4月5日（必着）までとする。

5 理事長は、実績報告書を審査し支援額を確定し、精算するものとする。

6 理事長は、前項により精算の結果差異が生じた場合、該当団体の長に対しその旨を通知するも。

(決定の取消)

第8条 理事長は、実績報告書を審査した結果、申請書及の内容に不正があると認められたときは、第4条に基づき決定した支援金を取り消すことができる。

2 団体の長は、前項により取り消された支援金を理事長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。